平成27年度 都内における障害者虐待の状況 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談·通報件数(表 1)

平成 27 年度、区市町村及び都で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、291 件であった。平成 26 年度は 306 件であり、15 件(\triangle 95.0%)減少した。

表 1 相談・通報件数

	24年度	25年度	26年度	27年度
件数	236	300	306	291
増減 (%)	-	64 (27. 1)	6 (2. 0)	△15 (△95. 0)

[※] 法施行が、平成24年10月1日のため、24年度は、10月1日から平成25年3月31日までの件数。

(2) 相談・通報者の状況 (表 2)

相談・通報者の内訳は、「本人による届け出」が 70 件(24.1%) と最も多く、次いで「障害者福祉施設従事者等」が 57 件(19.6%)、「医療機関関係者」が 29 件(10.0%) であった。

表 2 相談・通報者の状況(重複あり)

			相談・通報・届出者の内訳													
	総数	本人に よる届 出			民生委員	医療機 関関係 者	教職員	援専門	障害者 福祉従事 者等	養 (者) 身	警察		介護保 険事者	成年後 見人等	その他	不明 (匿名 を含 む)
件数	291	70	23	12	1	29	3	18	57	2	7	41	24	4	12	3
構成 割合 (%)	-	24. 1	7. 9	4. 1	0. 3	10.0	1. 0	6. 2	19. 6	0.7	2. 4	14. 1	8. 2	1.4	4. 1	1.0

^{※ 1}つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、 合計は相談・通報件数総数と一致しない。

[※] 構成割合は、相談・通報件数総数に対するもの。

(3) 事実確認調査の状況(表3、表3-2、表3-3、表4)

「事実確認調査を行った事例」は 255 件(86.4%)、「事実確認調査を行っていない事例」は 40 件(13.6%)であった。

事実確認調査の結果、区市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の数は、102件(34.6%)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条によらず「訪問調査により事実確認を行った事例」が 136 件 (53.3%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が 117 件 (45.9%) であり、法第 11 条に基づく「立入調査により事実確認を行った事例」は 2 件 (0.8%) であった。

表 3 事実確認調査の状況

		件数	構成割合(%)
事実	事実確認調査を行った事例		86. 4
	虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	102	(34. 6)
	虐待ではないと判断した又は虐待の判断に至らなかった事例	153	(51. 9)
事実	確認調査を行っていない事例	40	13. 6
	明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	22	(7. 5)
	後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	8	(2. 7)
	他部署等への引継ぎ	10	(3. 4)
	合計	295	_

[※] 平成26年度中に相談・通報・届出を受理し、「後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例」 としていた事例を含むため、表3の総数は、表1相談・通報・届出件数総数と一致しない。

表 3-2 虐待を受けた又は受けたと判断した事例

	24年度	25年度	26年度	27年度
件数	93	110	110	102
増減 (%)	_	17 (18. 3)	0 (0)	∆8 (∆92. 7)

表 3-3 相談・通報件数に対する虐待を受けたと判断した事例件数の割合

	24年度	25年度	26年度	27年度
虐待を受けたと判断した 事例件数(A)	93	110	110	102
相談・通報件数(B)	236	300	306	291
A/B	39.4%	36. 7%	35. 9%	35. 1%

表 4 事実確認調査の方法

		件数	構成割合(%)
立入	調査 (法第11条) <u>以外の</u> 方法により事実確認を行った事例	253	99. 2
	訪問調査により事実確認を行った事例	136	(53. 3)
	訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	117	(45. 9)
立入	調査(法第11条)により事実確認を行った事例	2	0. 8
	警察が同行した事例	2	(0.8)
	警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0. 0)
	警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	0	(0. 0)
	合計	255	-

(4) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例について

以下、102 件の虐待判断事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応 について集計を行った。

ア 虐待の種別・類型(表 5)

「身体的虐待」が 58 件 (56.9%) と最も多く、次いで「心理的虐待」が 33 件 (32.4%)、「放棄、放置 (ネグレクト)」が 31 件 (30.4%)、「経済的虐待」が 23 件 (22.5%)、「性的虐待」が 1 件 (1.0%)であった。

表 5 虐待の種別・類型 (重複あり)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	58	1	33	31	23
構成割合(%)	56. 9	1. 0	32. 4	30. 4	22. 5

^{※ 1}つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数102件と一致しない。

イ 被虐待障害者及び虐待を行った養護者(以下「虐待者」という。)の状況

(a) 被虐待障害者の性別及び年齢(表 6、表 7)

被虐待障害者の性別は、「女性」が67人(64.4%)、「男性」が37人(35.6%)であった。 年齢階層別では、「18~29歳」が27人(26.0%)と最も多かった。

なお、1つの事例について被虐待障害者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 102 件に対し、被虐待障害者数は 104 人であった。

表 6 被虐待障害者の性別

	男	女	合計
人数	37	67	104
構成割合(%)	35. 6	64. 4	_

表 7 被虐待障害者の年齢

	~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	合計
人数	3	27	19	25	16	14	104
構成割合(%)	2. 9	26	18. 3	24	15. 4	13. 5	_

[※] 構成割合は、虐待判断事例数 102 件に対するもの。

(b) 障害種別 (表 8)

障害種別では、「知的障害」が 55 人 (52.9%) と最も多く、次いで「身体障害」が 37 人 (35.6%)、「精神障害 (発達障害を除く)」が 20 人 (19.2%) であった。

表 8 障害種別 (重複あり)

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病	その他
人数	37	55	20	1	4	1
構成割合(%)	35. 6	52. 9	19. 2	1. 0	3. 8	1. 0

- ※ 1人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は被虐待障害者数 104 人と一致しない。
- ※ 構成割合は、被虐待障害者数 104 人に対するもの。

(c) 行動障害の有無(表9)

「行動障害がない」が77人(74.0%)で、最も多かった。

表 9 行動障害の有無

	人数	構成割合(%)
①強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	8	7. 7
②認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	4	3. 8
③行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	13	12. 5
④行動障害がない	77	74
⑤行動障害の有無が不明	2	1. 9
合計	104	_

(d) 障害福祉サービス等の利用状況 (表 10)

被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況は、「障害者総合支援法上のサービス」が72人(69.2%)で最も多く、次いで、「地域生活支援事業のサービス」が23人(22.1%)、「自立支援医療」が11人(10.6%)の順であった。

表 10 障害福祉サービス等の利用状況(重複あり)

	人数	構成割合(%)
障害者総合支援法上のサービス	72	69. 2
児童福祉法上のサービス	1	1. 0
自立支援医療	11	10. 6
地域生活支援事業のサービス	23	22. 1
区市町村及び都道府県が実施する事業	6	5. 8
その他	5	4. 8
利用なし	24	23. 1

^{※ 1}人が複数のサービス等を利用している場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は被虐待障害者数 104人と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待障害者数 104 人に対するもの。

(e) 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況(表 11)

「虐待者と同居」が82件(78.8%)であった。

表 11 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況

	件数	構成割合(%)
虐待者と同居	82	78. 8
虐待者と別居	19	18. 3
その他	3	2. 9
合計	104	-

(f) 虐待者の年齢(表 12)

虐待者の年齢階層別では、「60 歳以上」が、46 人(39.7%)と最も多く、次いで「 $50\sim59$ 歳」が 31 人(26.7%)、「 $40\sim49$ 歳」が 19 人(16.4%) の順であった。

表 12 虐待者の年齢

	~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	0	8	9	19	31	46	3	116
構成割合(%)	0	6. 9	7.8	16. 4	26. 7	39. 7	2. 6	-

(g) 被虐待障害者からみた虐待者の続柄(表 13)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「母」が 40 人 (34.5%) と最も多く、次いで「父」及び「兄弟姉妹」が 23 人 (19.8%) の順であった。

なお、1つの事例について虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 102 件に対し、虐待者数は 116 人であった。

表 13 被虐待障害者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟 姉妹	祖母	その他	合計
人数	23	40	7	3	7	1	23	1	11	116
構成割合(%)	19.8	34. 5	6	2. 6	6	0. 9	19. 8	0. 9	9. 5	_

ウ 虐待への対応策

(a) 分離の有無(表 14)

虐待への対応として、「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 51 件 (49.0%)、「被虐待障害者と虐待者を分離していない事例 (一度も分離していない事例)」が 37 件 (35.6%) であった。

表 14 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った事例	51	49
被虐待障害者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	37	35. 6
現在対応について検討・調整中の事例	8	7. 7
その他	8	7.7
合計	104	-

(b) 分離を行った事例の対応の内訳(表 15)

分離を行った事例(表 14 の「分離を行った事例」51 件)における対応は、「①契約による障害福祉サービスの利用」が28 件(54.9%)と最も多く、次いで、「③ ①、②以外の方法による一時保護」及び「④医療機関への一時入院」が9 件 (17.6%)、「②やむを得ない事由等による措置」が3 件 (5.9%)であった。また、分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例は21 件 (41.2%) であった。

表 15 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
①契約による障害福祉サービスの利用	28	54. 9
②身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	3	5. 9
③ ①、②以外の方法による一時保護	9	17. 6
④医療機関への一時入院	9	17. 6
⑤その他	2	3. 9
슴計	51	I
分離を行った事例のうち面会の制限を行った事例	21	41. 2

[※] 構成割合は、分離を行った事例数 51 件に対するもの。

(c) 分離していない事例の対応の内訳(表 16)

分離していない事例(表 14 の「分離していない事例」37 件)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が31 件(83..8%)と最も多く、次いで「被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用」及び「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が6 件(16.2%)であった。

表 16 分離していない事例の対応の内訳(「⑦見守りのみ」を除き重複あり)

	件数	構成割合(%)
①養護者に対する指導・助言 (②に至った事例を除く)	31	83. 8
②養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0
③被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用	6	16. 2
④既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	6	16. 2
⑤被虐待障害者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	4	10. 8
⑥その他	12	32. 4

^{※ 1}つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は分離していない事例数37件と一致しない。

[※] 構成割合は、分離していない事例数 37 件に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応(表 17)

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。 成年後見制度については、「利用開始済」が3件、「利用手続中」が5件であり、これらを合わせた8件 のうち、区市町村長申立ての事例は6件(75.0%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は2件であった。

表 17 権利擁護に関する対応

	件数
①成年後見制度利用開始済	3
②成年後見制度利用手続中	5
①・②のうち区市町村長申立ての事例	6
③日常生活自立支援事業の利用	2

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出の状況(表 18、表 19)

平成27年度、区市町村及び都で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・ 通報・届出件数は、221件であった。なお、平成26年度は197件であり、24件(12.1%)増加した。

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」が 43 件 (19.5%) と最も多く、次いで「家族・親族」が 42 件 (19.0%)、「当該施設・事業所職員」が 41 件 (18.6%) であった。

表 18 相談·通報件数

	24年度	25年度	26年度	27年度
件数	107	169	197	221
増減 (%)	-	62 (57. 9)	28 (16. 5)	24 (12. 1)

※ 法施行が、平成24年10月1日のため、24年度は、10月1日から平成25年3月31日までの件数。

表 19 相談・通報・届出者の状況(重複あり)

		相談・通報・届出者の内訳															
	総 数		家族・親族	近隣住 民・知 人				他の施 設・事 業所職 員	設・事	当該施 設・事 業所元 職員	設・事 業所設	設・事	当該施 設・事業 所でれる でれる 習生	町村行 政職員	介護保 険事業 者		不明 (匿名 を含 む)
件数	221	43	42	13	1	6	11	9	41	8	8	2	1	9	3	26	19
構成 割合 (%)	_	19. 5	19. 0	5. 9	0. 5	2. 7	5. 0	4. 1	18. 6	3. 6	3. 6	0. 9	0. 5	4. 1	1.4	11. 8	8. 6

※ 1つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、 合計は相談・通報・届出件数総数と一致しない。また、1つの事例について複数の区市町村が関与した場合、相談・通 報・届出件数総数についても重複して計上している。

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数総数に対するもの。

(2) 事実確認調査の状況(表 20)

「事実確認調査を行った事例」は 195 件 (80.2%)、「事実確認調査を行っていない事例」は 48 件 (19.8%) であった。

事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」の数は、40件(16.5%)であった。

表 20 事実確認調査の状況

		件数	構成割合(%)
事実	確認調査を行った事例	195	80. 2
	虐待の事実が認められた事例	40	(16. 5)
	虐待の事実が認められなかった又は虐待の判断に至らなかった事例	155	(63. 8)
事実	事実確認調査を行っていない事例		19. 8
	明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	36	(14. 8)
	後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	6	(2. 5)
	都道府県へ事実確認調査を依頼	3	(1. 2)
	その他	3	(1. 2)
	合計	243	_

- ※ 1つの事例について複数の区市町村が関与した場合、重複して計上している。
- ※ 平成 26 年度中に相談・通報・届出を受理し、「後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例」 としていた事例があるため、表 20 の総数は、表 18 及び表 19 の相談・通報・届出件数総数と一致しない。
- ※ 事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」40件は、虐待のあった事業所が他道府県にあった事例も含む ため、(3)の「虐待の事実が認められた事例」として区市町村から都への報告があった件数26件と一致しない。

(3) 区市町村から都への報告

都内に所在する施設・事業所について、「虐待の事実が認められた事例」として区市町村から都へ26件の報告があった。また、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として1件の報告があった。

(4) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例について

以下、都内の施設・事業所において虐待の事実が認められたとして区市町村から報告があった 26 か 所の施設・事業所の事例(以下「虐待判断事例」という。)を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種 別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

ア 施設・事業所の種別(表 21)

「障害者支援施設」及び「共同生活援助」がそれぞれ7件であった。

表 21 施設・事業所の種別 (重複あり)

	障害者 支援施設	居宅介護	重度訪問介護	生活介護	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	共同生活 援助	放課後等デ イサービス	移動支援
件数	7	1	1	1	1	3	7	4	1

イ 虐待の種別・類型(表 22)

「身体的虐待」が15件、「心理的虐待」が11件、「性的虐待」が5件であった。

表 22 虐待の種別・類型 (重複あり)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	15	5	11	2	1

※ 1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断 事例数26か所と一致しない。

ウ 被虐待障害者の障害種別(表 23)

被虐待障害者の人数は27人であり、障害種別では、「知的障害」が20人と最も多く、次いで「身体 障害者」が8人であった。

表 23 被虐待障害者の障害種別 (重複あり)

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害
人数	8	20	2	0	1

※ 1人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

エ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種(表 24)

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種は、「生活支援員」が9件、「サービス管理責任者」、「設置者・経営者」、「看護職員」が2件であった。

表 24 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	サービス管理 責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	世話人	児童発達支援管理 責任者	居宅介護従業者	重度訪問介護従業 者	その他	
件数	2	1	2	2	9	1	1	1	1	6	

オ 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 25)

区市町村及び都が、虐待判断事例26か所に対して行った対応は次のとおりである。

区市町村による対応は、「改善計画提出依頼」が19件、「施設・事業所に対する指導」が15件であった。

都が講じた措置(平成28年12月時点)は、「施設・事業所に対する指導」が20件、「報告徴収・立入検査」が12件であった。

表 25 虐待の事実が認められた事例への対応状況(重複あり)

	対応状況	件数
	施設・事業所に対する指導	15
G + 타 + I - L 7 상 다	改善計画提出依頼	19
区市町村による対応	虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	8
	その他	6
	施設・事業所に対する指導	20
都が講じた措置	報告徴収・立入検査	12
	その他	1

^{※ 1}つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数26か所と一致しない。

3 使用者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出の状況 (表 26、表 27)

平成 27 年度、区市町村及び都で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、50 件であった。なお、平成 26 年度は 52 件であり、2 件 (\triangle 96.1%) 減少した。

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」が 24 件(48.0%) と最も多く、次いで「家族・親族」、「相談支援専門員」、「障害者福祉施設従事者等」が 5 件(10.0%) であった。

表 26 相談 · 通報件数

	24年度	24年度 25年度		27年度
件数	32	60	52	50
増減 (%)	_	28 (87. 5)	∆8 (∆86. 6)	△2 (△96. 1)

[※] 法施行が、平成 24 年 10 月 1 日のため、24 年度は、10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの件数。

表 27 相談・通報・届出の状況 (重複あり)

					相談・〕	通報・届	出者の	内訳			
	総数	本人による届出	家族• 親族	近隣住 民・知人		障害者福 祉施設従 事者等		察	当該区市 町村行政 職員	その他	不明 (匿名 を含 む)
件数	50	24	5	1	5	5	3	1	2	3	2
構成 割合 (%)	-	48. 0	10.0	2. 0	10.0	10. 0	6. 0	2. 0	4. 0	6. 0	4. 0

^{※ 1}つの事例について複数の区市町村が関与した場合、相談・通報・届出件数総数についても重複して計上している。

(2) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について

区市町村において事実確認調査を行い、都内の事業所について虐待の事実が認められたとして区市町村から都へ通知があった1か所の事業所のほか、更に事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事業所が4か所あった。

このほか、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が39か所あった。 以下、合計44か所の事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況について集計を行った。

[※] 構成割合は、相談・通報・届出件数総数に対するもの。

ア 虐待の種別・類型 (表 28)

「経済的虐待」が35件、「心理的虐待」が6件、「身体的虐待」が5件、「放棄、放置(ネグレクト)」が3件であった。

表 28 虐待の種別・類型 (重複あり)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	5	2	6	3	35

※ 1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数44か所と一致しない。

イ 被虐待障害者の障害種別 (表 29)

被虐待障害者の人数は 63 人であり、障害種別では、「知的障害」が 29 人と最も多く、次いで「精神 障害」が 17 人であった。

表 29 被虐待障害者の障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害
人数	15	29	17	2	0

4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

平成27年度末の状況は以下のとおり。

表 30 区市町村における障害者虐待対応のための体制整備等

		実施済	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	区市町村数	52	10
正式: (0)降音省准符 0 相 級 包 0 的 加	構成割合(%)	83.9%	16.1%
住民への通報義務の周知	区市町村数	51	11
に氏べい通報報務の周知	構成割合(%)	82.3%	17. 7%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事	区市町村数	24	38
する職員の確保	構成割合(%)	38. 7%	61.3%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	区市町村数	51	11
(都道府県その他の他団体研修への職員参加を含む。)	構成割合(%)	82.3%	17. 7%
障害者虐待防止について、講演会や区市町村広報紙等による、住民への啓	区市町村数	37	25
発活動	構成割合(%)	59. 7%	40. 3%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止法	区市町村数	44	18
についての周知	構成割合(%)	71.0%	29.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相	区市町村数	9	53
談窓口と一体的に運営	構成割合(%)	14.5%	85. 5%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援の	区市町村数	34	28
ためのネットワーク構築への取組(既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合を含む。)	構成割合(%)	54.8%	45. 2%
成年後見制度の区市町村長申立てが円滑にできるように役所・職場内の体	区市町村数	40	22
制強化	構成割合(%)	64.5%	35. 5%
個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の	区市町村数	27	35
整備	構成割合(%)	43.5%	56. 5%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当	区市町村数	31	31
者との事前の協議	構成割合(%)	50.0%	50.0%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要	区市町村数	46	16
な居室確保のための関係機関との事前の調整	構成割合(%)	74. 2%	25. 8%
虚体大生,大学进来与女士工也改善权益权人的专	区市町村数	44	18
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言 	構成割合(%)	71.0%	29.0%
独立の時実来点体や内フェーフルの作用	区市町村数	33	29
独自の障害者虐待対応のマニュアルの作成	構成割合(%)	53. 2%	46.8%
独立の陰害老点体が内の要数性外の佐き	区市町村数	24	38
独自の障害者虐待対応の業務指針の作成	構成割合(%)	38. 7%	61.3%
独立の陰害老点体が広のが広コロー図の佐き	区市町村数	35	27
独自の障害者虐待対応の対応フロー図の作成 	構成割合(%)	56.5%	43.5%
からの時実来点体が内の事例集の作 成	区市町村数	6	56
独自の障害者虐待対応の事例集の作成	構成割合(%)	9. 7%	90. 3%
法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等に	区市町村数	23	39
おける虐待に関する相談等の受付	構成割合(%)	37. 1%	62.9%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サードスを利用していない際実者に対する権利利なの嫌護を図るための担談す	区市町村数	25	37
ビスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	構成割合(%)	40.3%	59. 7%